

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十三号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第四号(2)中「並びに独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十五条第六項」を削り、同表の第二十号の二中「坂町」の下に「北広島町」を加え、同表の第二十一号の二中「江田島市」の下に「北広島町」を加え、同表の第二十三号の三中「福山市」の下に「三次市」を加え、同表第二十四号の二の次に次の一号を加える。

<p>二十四の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第十二条第一項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受付</p> <p>(2) 法第十二条第二項の規定による特定路外駐車場の設置の届出事項の変更の届出の受付</p> <p>(3) 法第十二条第三項の規定による路外駐車場管理者等に対する是正命令</p> <p>(4) 法第五十三条第二項の規定による路外駐車場管理者等に対する報告の徴収又は特定路外駐車場の施設若しくは業務に関する関係のある場所への立入検査若しくは質問</p>	<p>市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）</p>
---	----------------------------

第二条の表の第三十五号中「及び(31)」の下に「第二十四号の三(3)」を加える。

第三条の表の第二号の二(2)中「第一条」を「第一条の三」に改め、同号(3)中「第三条第二項及び第四項」を「第三条第三項及び第五項」に改め、同号(6)中「書換え交付」を「書換え交付」に改め、同表の第十八号の三、第二十二号の二、第二十二号の三及び第二十五号の二中「江田島市」の下に「安芸太田町、北広島町」を加え、同表の第二十五号の二の二中「三次市」を削り、同表の第二十五号の四中「（平成十八年法律第九十一号）」を削り、同表の第二十六号の六(1)中「第一条」を「第三条」に改め、同号(2)中「第三条第二

項」を「第五条第二項」に改め、同号(3)中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、
同号(4)中「第五条第二項」を「第八条第二項」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、
同号(5)中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号(6)中「第六条第五項」を「第
九条第五項」に改め、同号(7)中「第七条」を「第十条」に改め、同表の第二十九号の二中
「江田島市」の下に「、安芸太田町、北広島町」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第二条の表の第四号並びに第
三条の表の第二号の二及び第二十六号の六の改正規定は、公布の日から施行する。